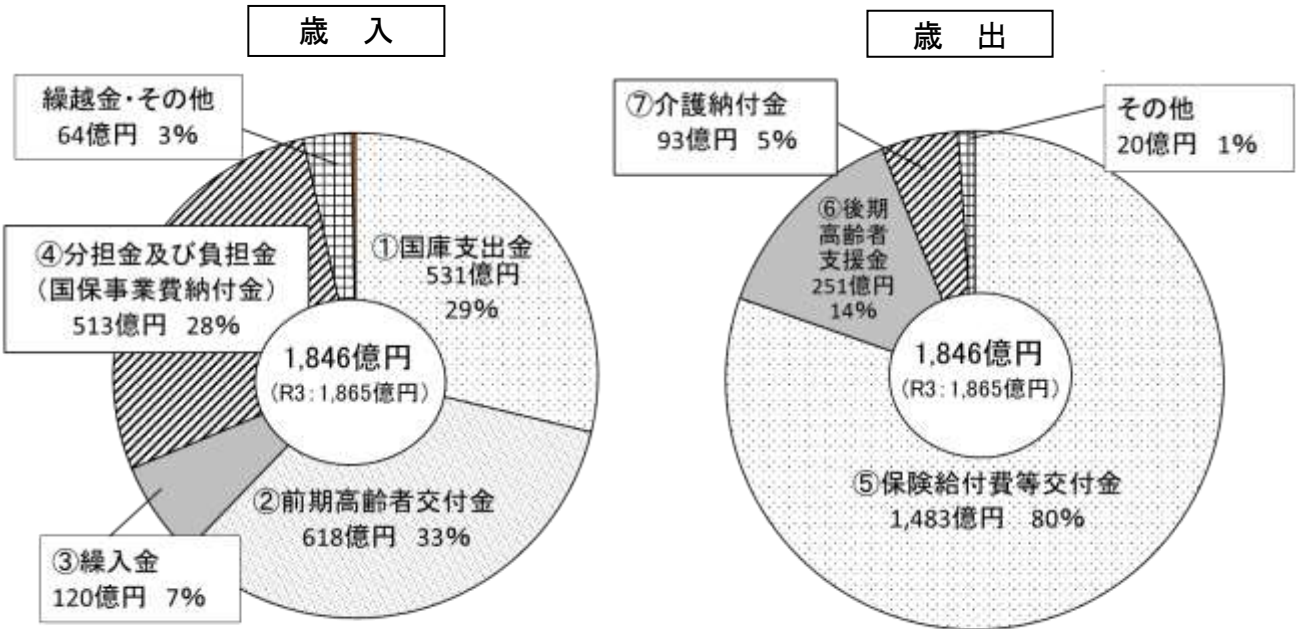


令和4年度長野県国民健康保険特別会計予算案
 <国民健康保険特別会計の概要>

健康増進課
 国民健康保険室

<<令和4年度歳入歳出予算の構成>>



<参考：当初予算比較>

- ②前期高齢者交付金
 65歳以上の被保険者加入割合に応じ交付される交付金
- ④国保事業費納付金の種類
 医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分
- ⑤保険給付費等交付金の種類
 【普通交付金】
 市町村の保険給付費を全額交付
 【特別交付金】
 市町村の個別の事情に着目して交付

歳入	金額(億円)		前年比	歳出	金額(億円)		前年比
	R3	R4			R3	R4	
①国庫支出金	523	531	101.5%	⑤保険給付費等交付金	1,501	1,483	98.8%
②前期高齢者交付金	664	618	93.0%	⑥後期高齢者支援金等	257	251	97.3%
③繰入金	117	120	102.5%	⑦介護納付金	93	93	99.1%
④納付金	514	513	99.9%	その他	14	20	142.7%
繰越金	43	59	138.1%		-	-	-
その他	4	5	109.4%		-	-	-
合計	1,865	1,846	99.0%	合計	1,865	1,846	99.0%

<<特別会計設置の目的>>

都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を市町村に対して支払うことにより、国保財政の収入と支出を管理するために特別会計を設置する。

※ 国民健康保険法第10条に基づく設置

○ 国民健康保険特別会計のイメージ

